
船舶修繕工事契約基準条項

船舶修繕工事契約基準条項

昭和56年12月10日改訂

昭和42年12月20日制定

社団法人 日本船主協会

社団法人 日本造船工業会

発注者（以下甲という）と受注者（以下乙という）とは、日本船舶の修繕工事（以下本工事という）の施工およびその処理について甲と乙との間において特に定められたものを除き、本基準条項（以下本条項という）にのつとり、相互に信義と誠実をもつてこれを行なうものとする。

（契約の成立）

- 第1条 文書または口頭により、甲が乙に対し発注を申し出、乙がこれを承諾したときをもつて本工事の契約（以下本契約という）が成立したものとする。
2. 甲が本工事の目的たる船舶（以下本船という）の船主でない場合、甲は、本条項の順守に関し、あらかじめ船主および本船乗組員の下承を得ておくものとし、また本工事に関する乙への指示は甲のみが行なうものとする。

（工事の仕様）

- 第2条 甲は、本契約の締結に当たり、あらかじめ本工事の範囲・内容およびでき得れば施工方法を明記した仕様書を乙に交付し、また本工事施工上必要な事項について補足説明を行ない、乙より特に申し出があれば所要の図面、成績表等の

関係図書を貸与するものとし、乙は、この仕様書に従い本工事を施工する。

(施 工)

- 第 3 条 甲は、本契約の締結に当たりあらかじめ協議決定した日時・場所および状態において本船を回航するものとし、その到着をもつて本工事の着工とする。
2. 本工事の円滑な施工を図り、労働災害防止および環境汚染防止のため、甲は乙の諸規定を順守するものとする。
 3. 本工事の施工が完成したときをもつて本工事の完工とし、甲は、遅滞なく文書による完工確認を行なうものとする。
(以下着工より完工までを本工事期間という)
 4. 本工事が乙の工場において施工される場合、甲は、乙の同意を得ないで乙以外のものに本船の他の工事を施工させることはできない。

(工事の監督)

- 第 4 条 甲は、自己の費用により、本工事に関し、甲を代理する監督者またはその代理人(以下監督者という)を選任し、本工事期間中、本工事に関係ある場所において本工事の施工・打ち合わせおよび検査に立ち合わせるものとし、乙は、その監督者が本工事に関係ある場所に立ち入り、その業務を遂行し得るよう便宜を与えるものとする。

(甲の支給品)

- 第 5 条 本工事施工のため、甲より乙に支給する物品がある場合、甲は、あらかじめ甲乙両者協議決定した日時・場所および状態において乙にこれを支給するものとする。

(仕様変更・追加工事)

- 第 6 条 本工事の完工までに、法令および規則の制定もしくは改廃または検査官の指示等により、仕様変更または追加工事を施工する必要が生じた場合は、甲または乙は、遅滞なくその旨を相手方に申し入れ、その施工について甲乙両者協議の上決定する。
2. 本工事の完工までに、天災地変その他甲乙両者の責によらない事由により本工事に支障を及ぼす事情が起こった場合は、甲または乙は、その旨を相手方に通知し、本契約履行のための処置について甲乙両者協議の上決定する。
 3. 本工事の完工までに、甲または乙の都合により仕様変更または追加工事を施工する必要が生じた場合は、甲または乙は、その旨を相手方に要請し、その実施について甲乙両者協議の上決定する。

(工事期間の変更)

- 第 7 条 本契約の締結に当たりあらかじめ決定した完工日時は、次の事情が生じた場合、甲乙両者協議の上変更することができる。
- ① 第 2 条による仕様書および関係図書の甲より乙への交付および貸与が遅延したことにより、本工事に支障がある場合
 - ② 第 3 条第 1 項による本船の回航日時が変更された場合
 - ③ 第 5 条による甲の支給品の支給日時・場所および状態が変更され、本工事に支障がある場合
 - ④ 第 6 条各項のいずれかによる場合

⑤ その他甲または乙のいずれかに著しい事情変更があつた場合

(不用品の処理)

第 8 条 本工事の施工により本船より撤去される不用機器およびスクラップは、あらかじめ甲の指定する物品を除き、乙が処分するものとする。

(工事代金の決定および支払)

第 9 条 本工事代金の決定に当たっては、乙は、甲に対し工事費内訳書を提出し、甲は、これを受領次第本契約の締結に当たりあらかじめ決定した方法と時期により、乙と本工事代金決定のため協議を行ない、両者合意の上、本工事代金を決定するものとする。

2. 前項により本工事代金が決定したときは、乙は、甲に対し決定工事代金の請求書を提出し、甲は、これを受領したときは、本契約の締結に当たりあらかじめ決定した方法と時期により本工事代金を乙に支払うものとする。

3. 前項の方法と時期による甲より乙への支払が遅延する場合は、乙の被る負担金利の処理を甲乙両者協議の上決定するものとする。

(禁止事項)

第 10 条 危険物・爆発物のとう載および禁止事項に関する甲および乙の規定は、それぞれ相手方にこれを周知させるものとし、その規定並びにこれに基づくそれぞれの勧告および通知を相手方が無視または怠つたことに起因して発生した損害は、すべて相手方の責任とする。

(保全の責任と協力)

第 1 1 条 明らかに乙の責に帰すると認められるものを除き、本工事期間中における本船の保全はすべて甲の責任とし、乙は、この保全に関し甲に協力するものとする。

(かし担保責任)

第 1 2 条 本工事に関し、明らかに乙の責に帰すべきものと認められるかしが発見され、本工事の完工または甲が本船を本工事施工の場所より移動した日のいずれか早い日より 6 0 日以内に甲より要請があつた場合は、乙は、甲乙両者合意の上別途定めた金額を限度として乙の費用によりそのかしを修補するものとする。

(契約の解除)

第 1 3 条 第 6 条第 2 項の事情により、本契約を履行できないことまたは履行してもその目的を達し得ないことが明白に認められる場合は、甲乙両者協議の上本契約を解除することができる。

2. 前項の場合、甲および乙が本契約履行のために要した費用の処理については、甲乙両者協議の上決定する。

(権利譲渡の禁止)

第 1 4 条 甲または乙は、文書による相手方の承諾を得た場合のほか、本契約によつて生ずる権利を第三者に譲渡することはできない。

(法的手続についての協力)

第 1 5 条 本契約の履行に関し、法令の定めにより乙が日本国政府に対し手続をとる必要がある場合は、甲は、乙の要請により

これに協力するものとする。

(紛争の処理)

第16条 甲および乙は、本条項に規定しない事項は、すべて従来の商慣習に従うものとし、商慣習のない場合または本条項に疑義を生じた場合は、その処理を誠意をもつて協議決定し、なお合意が得られない場合は、日本国の諸法令・諸規則により、日本国内において解決するものとする。